

福島地裁判決を維持し、ハラスメント根絶の判断を求めます

令和5年(ネ)第77号 地位確認等請求控訴事件について

公正な裁判を求める要請書

仙台高等裁判所 第2民事部裁判長 殿

令和5年 月 日

私たちは、社会福祉法人しのぶ福祉会において行われた管理者3名のパワハラに対して、当事者はもとより、法人理事会の猛省を促し、障がい者福祉事業の健全な運営の礎となるよう、仙台高等裁判所におかれても福島地裁判決を維持し、すべての職員が安心して働ける職場環境改善とハラスメントの根絶が図られるよう、公正な裁判を求めます。

2023年1月26日に示された福島地方裁判所の判決は、原告2人に対するパワハラについて特に目に余る20項目のうち15項目を、これらは原告らの人格を貶めるものであり、業務上の必要性や相当性を欠くと明確に認定し、不法行為（パワハラ）であると判断しました。また、給与改定についても、改定により不利益を受ける原告らに対し、きちんとした個別説明がなされていないこと、原告らが署名押印に応じたのは、応じなければパワハラが一層ひどくなるとの恐怖心からなされたものといえることから、給与改定は原告らが本心から同意していたものではないとして無効になりました。雇用上の地位確認も、原告Sが提出した退職届は法人の規定に則って提出したものであり即日効力が発生するものではないから、法人による承認前に退職届を撤回した行為は有効であること、原告Kを自然退職扱いとしたことは労基法19条の趣旨に違反し無効であるとし、原告2人の雇用継続が認められました。

2人の原告は、業務執行理事(現理事長)ら3名の管理者から執拗なパワハラを受け、うつ病を発症し、1人は休職（後に休職期間切れを理由に退職扱い）、もう1人は退職届を提出するまでに追い込まれました。例えば、原告に対する「目の届かない場所に永久に行ってほしい」「やる気もなく、実績もなく、賃金だけ高い職員」「金食い虫」「使い物にならない」「施設や法人を去ってもらって一向に差し支えない」「懲戒処分」「整理解雇」等々の言動です。福島労働基準監督署も2人の病気と休業を労災と認定しましたが、法人はそれすら否定し続け、「一審の判決では（被告側の主張が）ほとんど反映されていない」として控訴しました。

私たちは、しのぶ福祉会が社会福祉事業を行う法人としてふさわしい明るい職場となるよう、今回のパワハラの実態に立ち、この悲惨な出来事を繰り返さぬ体制を確立し、人権意識・倫理観の正常化が図られることを切に願っています。

氏名	住所

※署名をいただく皆様へ…記載頂いた住所・氏名は裁判所への提出以外には一切使用いたしません。

【取扱い団体】
しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会
(福島県医労連内) 〒960-8061 福島市五月町 2-5
TEL 024-524-3677 FAX 024-524-3676

